

最低制限価格（調査基準価格）の算定方法を変更します。

◆令和5年(2023年)2月9日以降に公告を行うものから適用します◆

ダンピング防止対策の一環として、また施工業者の経営状況及び従事者の労働条件の悪化を防ぎ、建設業の健全な育成を図るため、最低制限価格（調査基準価格）の算定方法の変更を行います。

※最低制限価格（調査基準価格）が設定されるのは、競争入札によるもので、設計金額（税込）が500万円以上の工事です。

< 現行の算定方法 >

直接工事費	×	97%
共通仮設費	×	90%
現場管理費	×	90%
一般管理費	×	55%

の合計額（1,000円未満切り捨て）

・ただし予定価格の70%に満たないものは予定価格の70%に、予定価格の90%を超えるものは予定価格の90%となります。



< 変更後の算定方法 >

直接工事費	×	97%
共通仮設費	×	90%
現場管理費	×	90%
一般管理費	×	68%

の合計額（1,000円未満切り捨て）

・ただし予定価格の75%に満たないものは予定価格の75%に、予定価格の92%を超えるものは予定価格の92%となります。

※上記に関わらず特別なものと認めた場合は予定価格の75%～92%までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額をします。

不明な点は、契約課 工事担当までお問い合わせください。

契約課 工事担当

048-922-1129 (直通)

最低制限価格の算定例について

※〇〇工事の場合

①直接工事費：28,000,000円

②共通仮設費：3,500,000円

③現場管理費：4,000,000円

④一般管理費：3,000,000円

工事価格【①～④の合計額】：38,500,000円

●最低制限価格の計算方法

①×97%：27,160,000円 … (1)

②×90%：3,150,000円 … (2)

③×90%：3,600,000円 … (3)

④×68%：2,040,000円 … (4)

(1)～(4)の合計額：35,950,000円 … ア

仮に、予定価格が工事価格と同額の場合、

アの額は、

予定価格の92%の額（35,420,000円）… イ

を上回るため、イの額が最低制限価格となります。